



東松島市 過疎地域持続的発展計画

後期期間（令和 8 年度～令和 12 年度）

宮城県 東松島市

令和 7 年 1 2 月

目次

基本的な事項	1
(1) 東松島市の概況	1
ア 東松島市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ 過疎の状況	2
ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性等の概要	3
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
ア 人口について	3
イ 産業について	5
(3) 行財政の状況	6
ア 歳入・歳出の推移	6
(4) 地域の持続的発展の基本方針	8
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	10
ア 人口に関する目標	10
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7) 計画期間	10
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	11
ア 公共施設の管理に関する基本的考え方	11
イ 過疎地域持続的発展計画における整合性	11
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	12
(1) 現況と問題点	12
(2) その対策	12
(3) 計画	12
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	13
2 産業の振興	14
(1) 現況と問題点	14
①農林業	14
②水産業	14
③商工業、企業誘致・起業	14
④観光	14
(2) その対策	15
①農林業	15
②水産業	15
③商工業、企業誘致・起業	16
④観光	16
(3) 計画	17

(4) 産業促進事項	21
①産業促進区域及び振興すべき業種	21
②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	21
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	21
3 地域における情報化	22
(1) 現況と問題点	22
(2) その対策	22
(3) 計画	22
4 交通施設の整備、交通手段の確保	23
(1) 現況と問題点	23
①道路・橋りょう	23
②農道・林道	23
③公共交通等	23
(2) その対策	23
①道路・橋りょう	23
②農道・林道	23
③公共交通等	23
(3) 計画	24
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	24
5 生活環境の整備	25
(1) 現況と問題点	25
①上下水道	25
②廃棄物処理	25
③消防	25
④防災	25
⑤防犯	25
⑥公営住宅	25
⑦公園・緑地	25
(2) その対策	26
①上下水道	26
②廃棄物処理	26
③消防	26
④防災	26
⑤防犯	26
⑥公営住宅	26
⑦公園・緑地	26
(3) 計画	27

（4）公共施設等総合管理計画等との整合	28
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	29
（1）現況と問題点	29
①児童福祉、結婚・子育て支援	29
②高齢者福祉	29
③障がい者福祉	29
④健康づくり	29
（2）その対策	29
①児童福祉、結婚・子育て支援	29
②高齢者福祉	30
③障がい者福祉	30
④健康づくり	30
（3）計画	31
（4）公共施設等総合管理計画等との整合	32
7 医療の確保	33
（1）現況と問題点	33
（2）その対策	33
（3）計画	33
8 教育の振興	34
（1）現況と問題点	34
①学校教育	34
②集会施設	34
③生涯学習・スポーツ	34
（2）その対策	34
①学校教育	34
②集会施設	35
③生涯学習・スポーツ	35
（3）計画	36
（4）公共施設等総合管理計画等との整合	37
9 集落の整備	38
（1）現況と問題点	38
（2）その対策	38
（3）計画	38
（4）公共施設等総合管理計画等との整合	38
10 地域文化の振興等	39
（1）現況と問題点	39
（2）その対策	39

（3）計画	39
（4）公共施設等総合管理計画等との整合	39
1.1 再生可能エネルギーの利用の推進	40
（1）現況と問題点	40
（2）その対策	40
（3）計画	40
1.2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	41
（1）現況と問題点	41
①地方創生・SDGsの推進	41
②地球温暖化対策の推進	41
（2）その対策	41
①地方創生・SDGsの推進	41
②地球温暖化対策の推進	41
（3）計画	41
（別表）過疎地域持続的発展特別事業一覧	42

基本的な事項

（1）東松島市の概況

ア 東松島市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

（ア）自然的概要

本市は、宮城県東部に位置し、仙台市から北東約 30 kmの距離にあり、東は石巻市、西は松島町、北は美里町に接し、南は太平洋に面しています。

市域面積は 101.30k m²で、気候は年間平均気温が約 11.8 度、年間降水量が約 1,174 mm、降雪は少なく、東北地方では比較的温暖な地域で、また、航空自衛隊松島基地が所在し、航空基地の設置には気象（日照）が良好であることが条件とされているため、これは本市が気象条件に恵まれていることを示す根拠の一つともいえます。

（イ）歴史的概要

昭和 30 年 5 月に、旧矢本町においては 3 町村が、旧鳴瀬町においては 3 村がいずれも合併により誕生し、その後 2 町が合併し、平成 17 年 4 月に市制施行により「東松島市」が誕生しました。

（ウ）社会的概要

本市は、平成 30 年 6 月 15 日に東日本大震災で被災した宮城・岩手・福島県の自治体の中で唯一、政府から S D G s 未来都市に選定され、以来、 S D G s の理念に沿って住み続けられるまちづくりを進めてきました。

また、震災復興のモデル市を目指し、単なる復旧に留まらない「創造的復興」を目標に取り組み、この成果の上に立って、 S D G s への取組とともに全国地方自治体共通の課題である人口の維持・発展を図るための施策に取り組んできました。これらの取組の成果の上に立って、将来に向けて、 S D G s とともに、全国地方自治体共通の課題である人口の維持・発展を図るため、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間を対象とする「東松島市第 3 次総合計画」を令和 7 年度に策定しました。

その計画の中で、まちづくりの将来像として「住み続けられ持続・発展する東松島市—誇れるまち、選ばれるまち 東松島プライドー」を掲げ、その実現に向けて、「地域経済の活性化と若者や子育て世代に選ばれる地域づくり」、「地域全体で支える学びと子育て環境の充実」、「誰もが安心して暮らせる市民協働の地域社会」の 3 つの基本理念の下、「産業と活力のある住みたくなるまち」、「子育てしやすく誰もが健康で安心して暮らせるまち」、「次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまち」、「災害に強く安全で快適で美しいまち」、「持続可能な行財政運営が図られ市民から信頼されるまち」の 5 つのまちづくりの方向性に沿って各種施策を進めることとしています。

(工) 経済的概要

a 農業

本市の基幹産業と位置付けている農業は、震災により沿岸部において、米、麦、大豆、露地野菜、施設園芸などが被災し、農業算出額が大きく減少しました。農地の復旧とともに、ほ場の大区画化が進み増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染拡大等の影響で減少しました。その後は持ち直し、増加傾向が続いているものの、震災前までの水準には至っていません。

b 水産業

本市の漁業の中心であるノリ及びカキ養殖の産出額は、東日本大震災及び新型コロナウイルス感染拡大等により減少しましたが、その後持ち直し増加傾向が続いています。ただし、震災前までの水準には至っていません。

c 工業

工業製品出荷額は、震災により落ち込んだものの、令和4年までは増加傾向で推移していました。令和5年に減少していますが、震災前の水準は超えています。

d 商業

年間商品販売額は、震災により減少しましたが、その後は震災前の水準を超え、増加傾向で推移しています。

e 観光

観光客入込数は、東日本大震災及び新型コロナウイルス感染拡大により大きく減少しましたが、その後持ち直し、宿泊観光客数においては、令和5年に震災前の約2倍の水準にまで増加しています。

イ 過疎の状況

過疎地域として指定された旧鳴瀬町地域について、小野地区・野蒜地区・宮戸地区に分け、令和7年6月現在で推計した人口予測は次のとおりです。

(ア) 小野地区

小野地区の人口は平成7年から平成22年まで減少傾向をたどっています。震災によって市内他地区から小野地区への移転が増加したことで、平成22年から平成27年にかけて人口が増加しましたが、以降は再び減少傾向に転じ、現在もその傾向は継続しており、今後も減少は続くと見込まれます。

(イ) 野蒜地区

野蒜地区の人口は平成7年から平成22年まで減少傾向にあります。野蒜地区は、震災により本市で最も大きな人的被害を受けた地区であり、平成27年の人口は減少しました。野蒜ヶ丘地区における防災集団移転促進

事業等の影響もあり、令和 2 年の人口は増加に転じましたが、その後は横ばいに推移しており、減少傾向に転じる可能性もあります。

（ウ） 宮戸地区

宮戸地区の人口は平成 7 年から人口減少が続いていましたが、震災の影響により、平成 22 年から平成 27 年にかけて大幅に人口が減少し、現在もその傾向は継続しており、今後も減少傾向は続くと見込まれます。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性等の概要

本市の産業の特徴的な指標をみると、「農林漁業」「建設業」「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「医療、福祉」の割合が高くなっています。本市の主要産業と位置付けることができます。

旧鳴瀬町地域では、主要産業として特に「農林漁業」の割合が高くなっています。

このような中で、旧鳴瀬町地域も含め、人口減少に伴う産業規模の縮小が懸念されており、持続可能な経営により、安定した雇用の創出等に向け、地域の様々な資源を生かし、産業の活性化を図っていく必要があります。

（2） 人口及び産業の推移と動向

ア 人口について

旧鳴瀬町地域の人口は、平成 17 年まではほぼ横ばいで推移していましたが、震災の影響により大幅に減少し、平成 27 年には 7,711 人となり、昭和 50 年から平成 27 年まで 34% の人口減少率となっていますが、令和 2 年度には、防災集団移転促進事業等の影響もあり、平成 27 年度から 4.5% 増加しています。

具体的に年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15 歳～64 歳）、老人人口（65 歳以上）別に近年の人口推移を見てみると、年少人口及び生産年齢人口については、昭和 50 年以降減少が続いています。その一方で老人人口は、平成 17 年まで増加傾向にあり、平成 27 年には減少したものの、それ以降、人口に対する高齢者の比率は、増加傾向にあります。

このような中で、本市としては「東松島市第 3 次総合計画」において、令和 12 年における目標人口を 36,159 人（旧鳴瀬町地域：7,317 人）と示しています。

表1－1(1) 人口の推移(国勢調査)(旧鳴瀬町地域)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 12,738	人 11,714	% ▲8.04	人 11,768	% 0.46	人 11,162	% ▲5.15	人 7,711	% ▲30.92	人 8,063	% 4.56
0歳～14歳	-	2,619	-	2,181	▲16.72	1,501	▲31.18	916	▲38.97	916	0.00
15歳～64歳	-	7,934	-	7,705	▲2.89	6,831	▲11.34	4,370	▲36.03	4,383	0.30
うち											
15歳～29歳 (A)	-	2,854	-	2,027	▲28.98	1,774	▲12.48	996	▲43.86	1,057	6.12
65歳以上 (B)	-	1,161	-	1,882	62.10	2,830	50.37	2,417	▲14.59	2,763	14.32
若年者比率 (A)／総数	% -	% 24.36	% -	% 17.22	% -	% 15.89	% -	% 12.92	% -	% 13.11	% -
高齢者比率 (B)／総数	-	9.91	-	15.99	-	25.4	-	31.34	-	34.27	-

※総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない場合がある。

(市全体)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 33,654	人 33,901	% 0.73	人 40,415	% 19.21	人 43,235	% 6.98	人 39,503	% ▲8.63	人 39,098	% ▲1.03
0歳～14歳	-	-	-	8,316	-	6,572	▲20.97	5,366	▲18.35	4,820	▲10.18
15歳～64歳	-	-	-	27,158	-	27,792	2.33	23,680	▲14.80	22,690	▲4.18
うち											
15歳～29歳 (A)	-	-	-	7,748	-	7,598	▲1.94	5,471	▲27.99	5,346	▲2.28
65歳以上 (B)	-	-	-	4,941	-	8,849	79.09	10,328	16.71	11,587	12.19
若年者比率 (A)／総数	% -	% -	% -	% 19.17	% -	% 17.57	% -	% 13.85	% -	% 13.67	% -
高齢者比率 (B)／総数	-	-	-	12.23	-	20.47	-	26.14	-	29.64	-

※総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない場合がある。

イ 産業について

(ア) 産業別就業人口の推移

旧鳴瀬町地域における産業別人口の動向を見ると、人口の推移と同様に全体的に就業人口も減少しています。地域の基幹産業は農水産業ですが、特に第1次産業人口の減少が顕著であり、昭和50年から令和2年の減少率は86%となっています。

企業の進出や第1次産業従事者からの流入などで増加傾向にあった第2次産業人口も、平成12年に減少に転じ現在に至っています。

第3次産業人口は、平成27年以降においては、就業人口の大半を占めています。第3次産業の比率が上昇した主な要因としては、大規模店舗による雇用増のほか、男女雇用機会均等法の施行、男女共同参画による女性の社会進出等が考えられます。

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

旧鳴瀬町地域

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	人	人	%	人	%	人	%	人	%
	5,268	5,163	5,539	▲1.99	7.28		6,415	15.82	5,665	▲11.69
第一次産業	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
就業人口・比率	3,226	61.24	2,722	52.72	▲15.62		2,570	46.40	▲5.58	
第二次産業	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
就業人口・比率	866	16.44	1,033	20.01	19.28		1,226	22.13	18.68	
第三次産業	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
就業人口・比率	1,188	22.55	1,408	27.27	18.52		1,744	31.49	23.86	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	%	人	%	人	%	人	%
	5,567	▲1.73	5,658	1.63	5,697	0.69	5,551	▲2.56
第一次産業	人	%	人	%	人	%	人	%
就業人口・比率	1,421	25.53	▲10.52	1,119	19.78	▲21.25	894	15.69
第二次産業	人	%	人	%	人	%	人	%
就業人口・比率	1,587	28.51	▲1.43	1,814	32.06	14.30	1,814	31.84
第三次産業	人	%	人	%	人	%	人	%
就業人口・比率	2,559	45.97	3.73	2,725	48.16	6.49	2,989	52.47

区分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	%	人	%	人	%	人	%
	5,188	▲6.54	4,987	▲3.87	3,570	▲28.41	3,635	1.82
第一次産業	人	%	人	%	人	%	人	%
就業人口・比率	759	14.63	0.26	680	13.64	▲10.41	451	12.63
第二次産業	人	%	人	%	人	%	人	%
就業人口・比率	1,492	28.76	▲17.43	1,290	25.87	▲13.54	1,054	29.52
第三次産業	人	%	人	%	人	%	人	%
就業人口・比率	2,934	56.55	▲1.77	3,015	60.46	2.76	2,056	57.59

（3）行財政の状況

ア 峰入・峰出の推移

（ア）峰入について

令和3年度は、令和2年度での東日本大震災復興交付金精算による基金繰入金、国庫補助金等の減により、前年度から約154億円の減となり、令和4年度は新型コロナウイルス感染症各種給付金による国庫補助金の計上もありましたが、前年度から約22億円の減となりました。

令和5年度は、公営住宅整備に係る地方債の繰上償還、道の駅整備事業等の財源として各種基金からの繰入により、前年度から約35億円の増となりましたが、令和6年度は各種基金繰入金の減により、前年度から約16億円の減となりました。

（イ）峰出について

令和3年度は、令和2年度での復興・創生期間終了に伴い、投資的経費で大幅減となったほか、東日本大震災復興交付金の返還、特別定額給付金事業の完了等により、前年度から約145億円の減となり、令和4年度は、令和4年3月の福島県沖地震、同年7月の豪雨に係る災害復旧費で増額となったものの、総額では前年度から約18億円の減となりました。

令和5年度から令和6年度までは、投資的事業の普通建設事業費で重点的な予算措置を行い、「道の駅東松島」や津波避難タワー建築工事等を実施しています。

（ウ）過疎債について

過疎債は、令和3年度から旧鳴瀬町地域のハード整備及びソフト事業の財源として活用してきました。

これまでハード事業では、奥松島運動公園の各種整備、小野地区移住・定住促進施設整備、小野市民センター大規模改修工事、漁港、道路橋りょう整備、小・中学校の整備改修工事等に活用してきました。

また、ソフト事業では、令和の果樹の花里づくり事業、奥松島観光物産センター、宮戸地区復興再生多目的施設業務等の管理運営費に活用してきました。

表1-2(1) 市の財政状況

単位：千円

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
歳入総額 (A)	26,475,166	24,318,556	27,840,909	26,279,577	23,083,000
一般財源	11,064,823	11,441,511	11,172,748	11,648,129	12,430,693
国庫支出金	5,774,370	4,904,633	4,969,116	5,552,543	4,550,284
県支出金	1,716,500	1,349,698	1,219,733	1,462,078	1,473,412
地方債	1,845,700	1,786,600	1,856,500	2,797,800	2,289,400
うち過疎対策事業債	134,800	357,200	261,600	255,000	240,500
その他	6,073,773	4,836,114	8,622,812	4,819,027	2,339,211
歳出総額 (B)	25,057,648	23,346,496	27,048,293	25,459,662	23,083,000
義務的経費	7,782,163	7,808,816	10,126,184	8,494,449	8,505,300
投資的経費	4,408,097	3,905,579	4,982,994	6,112,488	4,389,277
うち普通建設事業	4,256,288	3,470,944	4,881,860	6,112,488	4,389,277
うち過疎対策事業費	94,268	374,698	404,170	220,419	205,649
その他	12,867,388	11,632,101	11,939,115	10,852,725	10,188,423
うち過疎対策事業費	68,982	61,968	67,689	37,141	37,493
歳入歳出差引額 (C = A - B)	1,417,518	972,060	792,616	819,915	未算定
翌年度へ繰越すべき財源 (D)	471,008	194,627	157,362	204,840	未算定
実質収支 (C - D)	946,510	777,433	635,254	615,075	未算定
財政力指標	0.46	0.46	0.45	0.46	0.46
経常収支比率	92.6%	92.1%	93.2%	93.7%	未算定
実質公債費比率	9.5%	9.5%	9.6%	8.6%	未算定
将来負担比率	-	-	-	11.9%	未算定
地方債現在高	15,212,492	15,586,817	14,104,812	15,330,663	16,080,678
うち過疎対策事業債	134,800	478,107	705,476	895,841	1,100,203

※本表は地方財政状況調査票等の数値です。

※令和7年度は6月補正予算までの額です。

※令和7年度の「未算定」は、令和8年度での算定となります。。

※令和7年度末の地方債残高は見込みです。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末		平成2年度末		平成12年度末		平成22年度末	令和元年度末	令和5年度末
	旧矢本町	旧鳴瀬町	旧矢本町	旧鳴瀬町	旧矢本町	旧鳴瀬町			
市道									
改良率 (%)	-	-	51.20	49.40	63.10	58.90	66.50	73.80	74.90
舗装率 (%)	-	-	72.60	73.30	78.70	80.20	83.60	85.00	85.70
農道									
延長 (m)	108,980	54,590	112,400	56,015	115,153	56,857	186,361	186,361	186,361
耕地 1ha当たり									
農道延長 (m)	47.8	44.0	51.8	48.7	56.4	50.8	60.9	65.9	67.8
林道									
延長 (m)	0	0	2,270	3,933	3,202	3,933	7,136	7,136	7,136
林野 1ha当たり									
林道延長 (m)	-	-	2.6	1.6	3.7	1.6	2.4	2.6	2.7
水道普及率 (%)	-	-	-	-	99.40	99.40	99.57	99.81	99.83
水洗化率 (%)	-	-	-	-	57.30	64.23	-	78.38	88.14
人口千人当たり									
病院、診療所の病床数 (床)	-	-	-	-	11	3	8	9	7

※水道普及率は石巻地方広域水道の値

（4）地域の持続的発展の基本方針

「住み続けられ持続・発展する東松島市 —誇れるまち、選ばれるまち 東松島プライド—」

本市が令和7年12月に策定した「東松島市第3次総合計画」に掲げたまちづくりの将来像「住み続けられ持続・発展する東松島市—誇れるまち、選ばれるまち 東松島プライド—」の実現が過疎地域である旧鳴瀬町地域の持続的発展にもつながることから、本計画においても同様の方針の下、第3次総合計画で掲げた小野・野蒜・宮戸の各地域に係る「地域別まちづくり構想」にも沿って、各施策に取り組んでいきます。

○まちづくりの方向性1 産業と活力のある住みたくなるまち

①基幹産業としての農林水産業の活性化

基幹産業としての農林水産業の持続的発展と地域経済への効果波及を目指します。

②地域の資源を生かした持続可能な観光の振興

地域の資源を生かした持続可能な観光の振興により、交流人口拡大と関連産業への効果波及を図り、地域経済の活性化につなげます。

③商工業振興・企業誘致と働く場の確保

商工業振興・企業誘致と働く場の確保により、産業の活性化と雇用創出につなげます。

④移住・定住の促進

移住・定住の促進により、人口の維持・発展を図ります。

○まちづくりの方向性2 子育てしやすく誰もが健康で安心して暮らせるまち

①子育て環境の充実

子育て環境の充実を図り、子育て世代を中心として、定住と定着の促進を図ります。

②誰一人取り残さない地域共生社会の実現

より安心して住み続けられるよう、高齢者・障がい者等への支援充実を図ります。

③健康づくりの推進

誰もがいきいきと元気に暮らし続けられるよう、健康づくりの推進を図ります。

④市民誰もが活躍できるまちづくりの推進

市民誰もが活躍できるまちづくりの推進により、地域の活力が高まり、自分らしく輝けるまちを目指します。

○まちづくりの方向性3 次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまち

①子どもたちの可能性を広げ伸ばす学力保障と成長保障

次代を担う子どもたちの可能性を広げ伸ばすため、確かな学力の育成・向上及び豊かでたくましい心と体の育成を目指します。

②郷土を愛する豊かな心の育成と生涯学習の推進

地域社会の中で市民が学び合うことにより、郷土を愛する豊かな心を育成するとともに、持続可能な生涯学習の推進により、生涯にわたって学び続ける市民が集うまちづくりを目指します。

③文化の継承と振興

歴史や文化などの学びを通じて、文化の継承と振興を図り、心豊かなまちづくりを目指します。

④スポーツ健康都市宣言を踏まえた振興

全世代にわたるスポーツの振興により、スポーツ人口の増加と健康増進を図ります。

○まちづくりの方向性4 災害に強く安全で快適で美しいまち

①災害に強いまちづくりの推進

誰もが安全で安心に暮らせるよう、災害に強いまちづくりを推進します。

②消防・交通安全・防犯体制の強化

誰もが安全で安心に暮らせるよう、消防・交通安全・防犯体制の強化を図ります。

③快適で美しい自然環境の形成と保全

郷土の豊かな水や緑に愛着と誇りを持てるよう、快適で美しい自然環境の形成と保全を図ります。

④良好な住環境の整備

誰もが快適に住み続けられるよう、良好な住環境の整備を図ります。

⑤安全で利便性の高い交通環境の充実

市民が安全で生活しやすく、交流人口の拡大にもつながるよう、安全で利便性の高い交通環境の充実を図ります。

○まちづくりの方向性5 持続可能な行財政運営が図られ市民から信頼されるまち

①効率的で持続可能な行財政運営

効率的で持続可能な行財政運営に努め、将来に向けて安定的な行政推進が可能なまちづくりを目指します。

②国・宮城県及び多様な主体との連携

地域課題の効率的な解決と事業推進のため、国及び宮城県、石巻圏域定住自立圏構想を構成する石巻市及び女川町、松島基地等との連携を進め、財源確保及び施策展開を図ります。

③利便性の高い行政サービスの提供

利便性の高い行政サービスの提供により、市民満足度の向上を図ります。

（5）地域の持続的発展のための基本目標

ア 人口に関する目標

「東松島市第3次総合計画」の目標人口推移に沿って、旧鳴瀬地域における令和12年の目標人口について、7,317人とします。

指標名	現況値 (令和7年)	推計値 (令和12年)
人口 (旧鳴瀬町地域)	7,745人	7,308人
		目標 (令和12年) 7,317人

※参考：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」「東松島市第3次総合計画」

また、出生率については、本市の合計特殊出生率が2035年に1.5（国民希望出生率）に達し、2040年には1.60（人口置換水準）に達すると仮定しました。この仮定は、宮城県が掲げる目標人口の考え方と同様で、この仮定に基づき令和12年度の目標を1.40とします。

指標名	現況値 (令和2年)	目標 (令和12年)
合計特殊出生率	1.15	1.40

※参考：「東松島市第3次総合計画」

（6）計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の進捗状況及び地域にもたらす効果については、第3次東松島市総合計画に定める指標や手法に準拠し、総合的に評価・検証します。

（7）計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

（8）公共施設等総合管理計画との整合

ア 公共施設の管理に関する基本的考え方

公共施設の総量については、施設の更新等に必要な財源の確保に加え、本市財政の健全化を図る観点から、小中学校などの施設の統廃合等により「施設総量（延床面積）の縮減」を進めてきました。今後も、利用人数の低下が見込まれる施設や、近隣・類似施設の活用で対応可能な施設の統廃合を進めるとともに、施設を更新する場合は、今後の利用人数の見通し等を踏まえ、複合化・スリム化（利用が見込まれないスペース（機能）は更新しない）等の実施により、施設総量の縮減を目指します。また、将来において利用が見込まれる地区施設については、地元移管や民間への払下げ等により、施設自体は維持しながら、公共施設としての施設総量を縮減することを目指します。

また、更新費用については、計画的な維持補修により施設の長寿命化を図るとともに、「東松島市公共施設点検マニュアル」に基づく点検結果を踏まえ、緊急性の観点から更新・改修の優先順位を設定し、更新時期等を調整することにより、更新費用等の平準化を目指します。

イ 過疎地域持続的発展計画における整合性

過疎地域持続的発展計画に記載する公共施設等の整備については、上記の公共施設等総合管理計画及び各施設の長寿命化計画に沿って適切に実施します。

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

- 旧鳴瀬町地域は、昭和50年から令和2年までの人口減少率が31%となっており、加えて高齢化も進んでいることから、移住・定住の促進と地域の担い手育成とともに、交流人口拡大のため、地域間交流の取組をさらに進める必要があります。
- 文化財保護法による特別名勝「松島」の指定を受け、長年景観の保全と活用が図られてきた一方で、住宅新築等の土地利用に一定の制限があり、定住人口の増加につながりにくい状況が続いています。

(2) その対策

- 移住定住支援ポータルサイト（ひがまつ暮らし）の設置及び運営を行い、旧鳴瀬町地域の魅力や資源を発信します。
- 市が管理する施設等を活用したお試し移住や移住定住モニターツアー等のほか、国際交流も含めた取組の強化を行います。
- 定住化促進事業費補助金の交付や空き家の利活用、市の土地や施設の活用、市街化区域の拡大など、移住・定住促進のための住機能提供等を行います。
- 本市が誘致し令和2年4月に開校した日本ウェルネス宮城高等学校の生徒と地域との交流を進め、将来の定住につなげます。
- 地域の担い手となる人材を様々な取組により育成するとともに、地域おこし協力隊制度等を活用し人材の確保を図ります。
- 特別名勝「松島」の規制緩和を国に求めていくとともに、地域資源を生かし、交流から定住につながる安心安全で住みやすい環境づくりを進めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	小野地区旧学校施設利活用推進事業 ・旧鳴瀬桜華小学校を改築し移住定住促進施設等として整備	市	小野地区
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	移住・定住 定住化促進事業 ・移住定住支援ポータルサイト（ひがまつ暮らし）の設置及び運営 ・お試し移住や移住定住モニターツアー等の実施 ・定住化促進事業費補助金の活用 ・市の土地や施設を活用した住機能の提供等 ・日本ウェルネス宮城高等学校の生徒との交流と定住に向けた取組推進	市	地域全域 (注)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業				
	移住・定住	地域おこし協力隊事業		市	地域 全域
		空き家等利活用推進事業 ・空き家に関する情報の発信、空き家等相談会の実施等		市	地域 全域
	人材育成	人材育成事業 ・地域の担い手となる人材の育成		市	地域 全域

(注) 地域全域とは、旧鳴瀬町全域をいう。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「東松島市公共施設等総合管理計画」等を踏まえ、公共施設等の維持管理・修繕・更新・長寿命化等を中長期的視点で実施していきます。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農林業

○旧鳴瀬町地域においては、米、麦、大豆をはじめとした水田農業、野菜の露地・施設栽培や畜産業が行われています。一方で、近年の急速な人口減少や高齢化により、農業者が減少し、将来の地域営農の担い手や後継者の確保が課題となっています。

また、土地改良未整備農地もあり、面積が狭小で排水機能も十分ではなく、営農の効率化や生産性に支障を来しています。

さらに、耕作放棄地の増加、気候変動の影響や風水害対策、有害鳥獣や森林病害虫による被害、農業の多面的機能の低下等、当該地域が抱える課題は多岐にわたっているほか、人口減少等に伴って農村の活力も低下し、いかに持続可能な地域営農と農村集落機能を維持していくかが課題となっています。

○宮戸地区や野蒜地区には多数の松が自生し、日本三景松島の景観を形成しており、松くい虫防除等の取組を進める必要があります。

②水産業

○旧鳴瀬町地域においては、ノリ及びカキの沿岸養殖漁業が盛んに行われています。一方で、近年の急速な人口減少や高齢化が急速に進み、漁業者が減少し、将来の担い手や後継者の確保が課題となっています。

さらに、近年の海水温の上昇等による海洋環境の変化により、漁業被害が増加する等、新たな課題も発生しています。

また、水産業の持続的な振興を図るため、漁港や漁場等の生産基盤の整備、担い手及び人材の育成・確保、6次産業化等の推進による高付加価値化等に取り組む必要があります。

③商工業、企業誘致・起業

○旧鳴瀬町地域においては、震災の影響により廃業した民宿や商店等の事業所も多く、賑わいの創出や商工業に係る産業人材育成等が求められることから、創業を希望する方への支援や人材の育成を進めるとともに、人口の維持・発展に必要な雇用の場の確保に向け、企業誘致等を進める必要があります。

④観光

○旧鳴瀬町地域においては、日本三景松島の一角を占める風光明媚な観光地として、多くの観光客が訪れる地域であり、地域の資源を生かした観光の振興が特に求められるため、海岸や湿地及び農地等の再生と観光面での活用とと

もに、情報発信の強化に加え、宿泊施設及び交通インフラの整備等を含む受入体制の整備を進める必要があります。

(2) その対策

①農林業

- 土地改良未整備区域におけるほ場整備事業を促進するとともに、農地中間管理事業を活用した利用集積を進めることにより、経営規模の拡大、高収益作物等の作付転換による農地の高度利用を促進します。
- また、ＩＣＴやロボット技術等の先端技術導入の推進などによる技術体系の整備に努めます。
- 農業者、関係機関・団体等と連携し、地域の新たな担い手となる新規就農者の確保や農業法人の育成等に努めるとともに、多面的機能支払交付金事業を活用し、地域全体で農村環境の保全に関する取組を支援します。
- 6次産業化と販路拡大については、地域資源を活用した地産地消の推進や、農業以外の産業（水産業、商工業等）との連携取組により、農産物の高付加価値化、農業経営の多角化を推進します。
- 畜産業については、優良家畜の導入を推進するとともに、事業者及び関係団体等の活動を支援します。
- 人と環境にやさしい資源循環型農業の取組を加速させ、持続可能な営農体制の確立を図るほか、有害鳥獣等による被害対策を講じるとともに、松くい虫防除事業等による森林資源の維持を図り、森林の適正管理に努めます。

②水産業

- 生産基盤の整備については、漁業者の生産活動における効率性・安全性等を確保するため、効率的かつ計画的な漁港施設等の整備と機能保全に取り組むとともに、環境負荷の少ない海面養殖等の生産活動を促進し、水産資源の生息環境の保全と経営向上を図ります。
- 担い手及び人材の育成については、宮城県や関係団体等と連携し、就業体験の機会を提供するなど、新たな担い手の確保に努めるとともに、就業や定着に向けた支援の充実を図り、就労環境の改善を支援します。
- 海洋環境の変化への対応については、地球温暖化に伴う海水温上昇等の影響に対応するため、様々な主体と連携し、藻場・干潟等の漁場環境の保全・再生（里海づくり）を推進するとともに、被害軽減に資する新たな養殖技術や適応策導入を支援します。
- 6次産業化と販路拡大については、水産業と他産業の連携により水産資源を活用した6次産業化の取組を支援し、水産物の高付加価値化や経営の多角化等を推進します。

③商工業、企業誘致・起業

- 地域経済発展のため、商工業者の経営の改善と向上に取り組む商工会を支援し、地域の商工業の活性化を図ります。
- 旧鳴瀬町地域の企業の雇用確保と若い世代の地元就職を促進するため、市ホームページ等において情報発信の充実を図ります。
- 創業に向けた相談会やセミナー開催のほか、創業支援や空き店舗等活用に係る一体的な支援体制を整え、商工業に係る人材の育成を図ります。
- 商工業のほか、農林水産業も含め、本市で働く外国人の育成支援を図ります。

④観光

- 各観光拠点施設を適正に管理運営し、季節ごとの観光案内や地場産品の紹介と販売を推進するとともに、令和3年3月に国から選定された「日本版持続可能な観光ガイドライン」に係るモデル事業の取組をはじめ、令和4年9月に持続可能な観光地の国際認証団体である「グリーン・デスティネーションズ」から選定された「世界の持続可能な観光地トップ100」、令和5年10月に国際世界観光機関（UNツーリズム）から認定された「ベスト・ツーリズム・ビレッジ2023」の国際的認証を生かして地域への経済波及を図ります。
- 宮城オルレ奥松島コース等の地域資源を適正に維持管理し、季節ごとにイベントを開催するとともに、宮城県松島自然の家等とも連携して風光明媚な景観を有する地域ならではの魅力として情報発信の強化を図ります。
- 観光地域づくり法人（DMO）等との連携や、ツール・ド・東北等への支援を通じた広域観光連携事業等の推進により、地域の情報発信を図ります。
- 宮戸地区の観光交流拠点施設「あおみな」前の観光桟橋を活用した奥松島遊覧船に加え、令和6年3月に就航した松島・宮戸間の定期航路の運航により、日本三景松島からの誘客を図ると共に、外国人観光客への対応も見据えた、宿泊施設や交通インフラの整備等を含む観光客受入体制の整備を図ります。
- 市民団体等が実施する各種イベント等への支援を行い、地域の交流人口の拡大と観光客受入体制の整備を図ります。
- 海水浴場である月浜海水浴場の砂浜環境整備及び震災後に整備した野蒜海岸でのビーチスポーツを含めた各種マリンレジャーと共存した取組を行います。
- 奥松島ウォーキングトレイル等の遊歩道や奥松島地区の公衆用トイレ等を良好に維持管理することで、観光客を受け入れる環境を整えます。
- 「令和の果樹の花里づくり」として、震災による集団移転跡地において、果樹園を核とした農業と観光が連携する取組を進めます。
- 震災遺構を含む東日本大震災復興記念公園について、他の自治体とのネットワークも含めて、より多くの方に来訪いただくよう活用を進めます。
- 野蒜洲崎地区や宮戸大浜地区に広がる湿地等の貴重な水辺や自然環境の再生を通じ、人々が集い、賑わい、交流する場を創出します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	農業農村基幹施設整備事業 ・競争力の高い農産物の効率的な生産体制の確立	市	地域全域
		農業施設等整備事業 ・競争力の高い農産物の効率的な生産体制の確立	市	地域全域
		農地整備事業 ・農地整備の促進及び早期完了	県	地域全域
	水産業	水産業基盤施設整備事業 ・水産業基盤施設の整備と機能保全	市	地域全域
	(2) 漁港施設	漁港海岸保全事業 ・漁港施設等の整備と機能保全	市	地域全域
	(4) 地場産業の振興			
	技能修得施設	産業振興のための外国人も含めた産業人材育成基盤整備事業	市	地域全域
	(5) 企業誘致			
		産業用地整備事業 ・新たな産業用地の整備等		
	(9) 観光又はレクリエーション			
		令和の果樹の花里づくり事業（野蒜南赤崎地区） ・果樹園の整備等	市	野蒜地区
		被災元地地域資源再生利活用事業 ・野蒜洲崎湿地等の自然環境の再生と活用	市	野蒜地区
		観光・レクリエーション施設整備事業 ・各種観光・レクリエーション施設整備等	市	地域全域

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	<p>機構集積協力金交付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理事業を活用した利用集積の推進 <p>食糧需給総合対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営規模の拡大、農地の高度利用の促進 <p>園芸振興対策支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争力の高い農産物の効率的な生産体制の確立 <p>農業関係施設管理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争力の高い農産物の効率的な生産体制の確立 <p>農業農村基幹施設維持管理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争力の高い農産物の効率的な生産体制の確立 <p>畜産振興対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争力の高い畜産物の効率的な生産体制の確立 <p>農業後継者支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の新たな担い手となる新規就農者の確保・育成 <p>認定農業者育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の新たな担い手となる新規就農者の確保・育成 <p>農地利用効率化等支援交付金事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の目指すべき地域農業の担い手の確保・育成、農業法人の育成 <p>多面的機能支払交付金事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地等を含めた地域での農村環境保全に関する取組支援 ・環境負荷を低減する農業生産の取組支援 <p>農業関係各種団体支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で農村環境の保全に関する取組を支援 <p>農業振興地域整備計画管理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域の適切な保全管理 <p>農業振興対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業のPR機会の創出 ・市場への流通拡大 	市	地域全域
			市	地域全域

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	鳥獣被害対策事業 ・有害鳥獣等による被害対策	市	地域 全域
		農作物病害虫防除事業 ・有害鳥獣等による被害対策	市	地域 全域
		市有林管理事業 ・市有林の適切な管理等	市	地域 全域
		林業振興事業 ・地域林業の振興 ・私有林管理の指標とするデータ収集等	市	地域 全域
		松くい虫防除等事業 ・松くい虫被害拡大防止のための薬剤散布等の実施	市	地域 全域
		緑化推進事業 ・市内小学校による緑化活動推進等	市	地域 全域
		海面養殖振興事業 ・水産資源の生息環境の保全と経営向上	市	地域 全域
		漁業振興対策事業 ・優れた水産品への報奨や漁業者への支援等 ・水産資源の生息環境の保全 ・シジミ、ナマコ等の水産資源活用 ・河川・河口部等の堆砂対策の実施	市	地域 全域
		漁業人材育成事業 ・地域の新たな担い手となる新規就漁者の確保・育成	市	地域 全域
		漁港管理事業 ・漁港施設の整備と機能保全	市	地域 全域
	商工業・ 6次産業化	6次産業化推進事業 ・水産物の高付加価値化、経営の多角化の推進 ・地産地消の推進	市	地域 全域
		商工業育成事業 ・商工業者の経営の改善と向上に取り組む商工会への支援 ・商工業者の経営基盤強化のための金融支援 ・他の産業も含めた外国人の産業人材育成支援	市	地域 全域

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	商工業・ 6 次産業化	商工業担い手育成支援事業 ・創業支援相談会等の開催 ・創業支援アドバイザー事業の実施 ・特定創業支援セミナーの開催 ・創業支援補助金 ・空き店舗等活用支援補助金	市	地域 全域
		市内企業情報発信充実事業 ・市ホームページ等による市内企業の情報発信	市	地域 全域
	観光	観光案内施設管理運営事業 ・観光拠点施設の管理及び運営 ・観光案内と地場産品の紹介及び販売の実施	市	地域 全域
		宮城オルレ事業 ・宮城オルレ奥松島コースの維持管理と季節ごとのイベント開催 ・宮城県松島自然の家との連携	市	宮戸 地区
		広域観光連携事業 ・観光地域づくり法人（DMO）等との連携 ・ツール・ド・東北等への支援	市	地域 全域
		観光物産振興事業 ・本市観光振興の一翼を担う中核組織への事業支援 ・市民団体等が実施する各種イベントへの支援 ・海水浴場の運営支援 ・各種マリンレジャーと共に存した取組等 ・インバウンド受入体制の整備	市	地域 全域
		東日本大震災復興祈念公園運営事業 ・震災復興伝承館及び震災復興祈念公園の運営及び適切な維持管理。	市	野蒜 地区
		観光施設維持管理事業 ・奥松島ウォーキングトレイル、みちのく潮風トレイル、東北自然歩道等の遊歩道の維持管理 ・奥松島地区の公衆用トイレの維持管理等	市	地域 全域
	企業誘致	企業誘致推進事業 ・進出希望する企業の発掘に努め、企業誘致を推進する。	市	地域 全域

(4) 産業促進事項

産業促進区域及び振興すべき業種については下記のとおりです。

①産業促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
旧鳴瀬町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～令和13年3月31日	

②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）及び（3）のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「東松島市公共施設等総合管理計画」等を踏まえ、公共施設等の維持管理・修繕・更新・長寿命化等を中長期的視点で実施していきます。

3 地域における情報化

(1) 現況と問題点

○ 旧鳴瀬町地域においても、防災行政無線により災害等の情報を提供しており、また、観光や移住者向けの情報については主に市ホームページやSNS等により発信しています。

災害時における迅速かつ正確な情報伝達、市民の利便性向上、観光振興等のため、引き続き多様な手段による情報発信が必要です。

(2) その対策

○ 災害発生時等の際、迅速かつ正確な情報の発信に向け、防災・気象情報に対してのICT活用の拡大を図ります。

○ 市民への情報提供の充実に向け、市のホームページや市報の充実を図ります。

○ 観光客や移住希望者への魅力的な情報発信に向け、各種情報媒体を通じて発信強化を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における 情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	情報化	ICT（情報通信技術）基盤整備事業 ・防災・気象情報に対してのICT活用の 拡大等	市	地域 全域
		情報ネットワーク構築事業 ・市のホームページや市報の充実 ・各種情報媒体を通じた発信の強化	市	地域 全域

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①道路・橋りょう

○旧鳴瀬町地域においては、市道の延長が約195km、橋りょうが87箇所を有しております、災害時の避難道路としての機能も担っていることから、地域の状況を踏まえ、交通安全にも配慮した効果的な整備を行う必要があります。併せて、施設の状況を踏まえた適切な維持管理を行うとともに、橋りょう等については、長寿命化修繕計画に基づき計画的な修繕を実施して長寿命化を図ります。

②農道・林道

○旧鳴瀬町地域においては、農道約89km・林道約2kmを有しております、農林業の生産活動における重要な路線であるとともに、市民の生活関連道路や災害時の避難路としても重要な役割を担っていることから、適切な整備と維持管理を進める必要があります。

③公共交通等

○旧鳴瀬町地域においても、デマンドタクシーが住民の移動手段として活用されており、利便性向上のため、その機能向上等をさらに進める必要があります。

(2) その対策

①道路・橋りょう

○市道・橋りょうの新設改良事業は市道整備計画等に基づき整備を進めます。
○道路維持管理事業は過疎地域の安全対策として防護柵・防犯灯等の設置・更新等により、交通安全の強化を図ります。
○橋りょう施設長寿命化対策事業は、修繕計画に基づき定期点検を継続して計画的な修繕を実施し長寿命化を図ります。

②農道・林道

○農道・林道については、農林業生産活動のための路線として適切な整備と維持管理を行うとともに、生活関連道として、市道整備と連携し、沿線の状況の変化に合わせ、計画的な整備及び維持管理を図ります。

③公共交通等

○地域の利便性向上に不可欠なデマンドタクシーの運行等により、利用しやすい公共交通網の整備を図ります。
○公共施設等の利便性向上のため、駐車場や駐輪場の整備等を進めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	道路新設改良事業（一般） ・市道整備計画に基づく道路整備	市	地域全城
		道路維持管理事業 ・交通安全施設・防護柵・防犯灯等の設置・更新等	市	地域全城
	橋りょう	橋りょう施設長寿命化対策事業（（管理施設数）橋梁：85橋、トンネル：3箇所） ・長寿命化修繕計画に基づいた計画的な修繕等の実施	市	地域全城
		橋りょう施設整備事業 ・整備計画等に基づく橋りょう整備	市	地域全城
	その他	駐車場・駐輪場整備事業	市	地域全城
	(3) 林道	治山林道整備事業 ・計画的な整備及び維持管理	市	地域全城
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	多目的交通システム（デマンドバス）調整事業 ・デマンドタクシーの機能向上等	市	地域全城

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「東松島市公共施設等総合管理計画」等を踏まえ、公共施設等の維持管理・修繕・更新・長寿命化等を中長期的視点で実施していきます。

5 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①上下水道

- 水道事業（上水道）施設は市民にとって欠かすことのできないライフラインであり、施設の適切な管理・運営が必要です。
- 旧鳴瀬町地域における下水道事業（雨水）については、事業計画面積が109.8haであり、ポンプ場及び幹線管渠の整備は完了しています。今後は施設の適切な維持管理が必要です。
- 旧鳴瀬町地域における下水道事業（汚水）については、認可区域面積が247.3haであり、今後は、施設の適切な維持管理を行うとともに、認可区域外では合併処理浄化槽の整備を促進する必要があります。

②廃棄物処理

- 鳴瀬一般廃棄物最終処分場においては、市民が排出した粗大ごみの分別及び資源化を行っており、今後も施設の維持管理を行っていく必要があります。

③消防

- 旧鳴瀬町地域においては、円滑な消防活動に向け、消防施設及び消防機械器具並びに緊急車両等の適切な管理・更新が必要です。

④防災

- 旧鳴瀬町地域においては、指定避難所が6箇所あり、安全・安心な避難環境となるような取組が必要です。また、海に面し、一級河川鳴瀬川及び吉田川の流域となっていることや、急傾斜地危険箇所もあることから、津波、洪水、土砂崩れ等の対策に万全を期す必要があります。

⑤防犯

- 旧鳴瀬町地域においては、震災の影響による住居移転に伴い、沿岸部において人の往来が少なくなった区域が見受けられるようになつたことなどから、地域の防犯対策を進める必要があります。

⑥公営住宅

- 旧鳴瀬町地域においては、令和7年9月末現在、市営住宅が359戸あり、今後も市営住宅の効率的かつ効果的な整備を行うとともに、東松島市公営住宅等長寿命化計画に基づく適切な整備・更新・維持管理が必要です。

⑦公園・緑地

- 旧鳴瀬町地域においては、公園が28箇所あり、公園利用者が安全安心に利用できるよう、効果的な施設の整備を行うとともに、公園施設長寿命化計画に基づく適切な維持管理が必要です。また、街路樹、広場等についても適切な維持管理が必要です。

(2) その対策

①上下水道

- 石巻地方広域水道企業団が経営する水道事業（上水道）により、安全・安心な水道水の安定供給を行います。
- 下水道事業（雨水）については、ハード・ソフト両面から、広域的な事業連携等による防災力の強化を図ります。
- 下水道事業（汚水）については、長寿命化計画に基づく適切な維持管理及び合併処理浄化槽の整備促進を図ります。

②廃棄物処理

- 鳴瀬一般廃棄物最終処分場において、粗大ごみの分別による減量化・再資源化を推進し、廃棄物の適正処理を図ります。

③消防

- 消防施設、消防ポンプ積載車、消防機械器具類及び消防被服の更新や整備を行います。

④防災

- 水害を未然に防止し被害を最小限に抑えるため、水防団員の技術向上と意識の高揚を図るとともに、定期的に水防訓練を実施します。
- 牛綱堤等のため池については、適切な管理を行うとともに、宮城県と連携して堤体の維持管理等を行っていきます。
- 急傾斜地危険個所について、宮城県と連携して必要な対策を行っていきます。

⑤防犯

- 市民の安全のため、防犯灯や防犯カメラの設置に努めます。

⑥公営住宅

- 公営住宅については、今後も適切な整備・更新・維持管理等を行っていきます。

⑦公園・緑地

- 都市公園の施設の改築・更新について、公園施設長寿命化計画に基づき、予防保全に努めながら安全安心に利用できるよう、適切な管理と整備を行っていきます。
- 街路樹や広場等について、住民や観光客が快適に利用できるよう適切な維持管理を行います。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備		(2) 下水処理施設		
公共下水道		下水道運営事業（東松島市下水道事業会計 雨水負担金） ・雨水対策事業	市	地域 全域
		下水道運営事業（東松島市下水道事業会計 汚水補助金） ・改築更新工事		
地域し尿 処理施設		合併処理浄化槽整備事業	市	地域 全域
(3) 廃棄物処理施設				
ごみ処理 施設		一般廃棄物最終処分場維持管理事業 ・施設の適切な整備・更新・維持管理等の 実施	市	地域 全域
(5) 消防施設				
		消防施設維持管理事業 ・防火水槽改修工事等	市	地域 全域
		消防施設整備事業 ・消防ポンプ付積載車等の購入	市	地域 全域
(6) 公営住宅				
		市営住宅管理事業 ・施設の適切な整備・更新・維持管理の実 施	市	地域 全域
(7) 過疎地域持続的発展特別事業				
生活		雨水管理総合計画策定事業	市	地域 全域
環境		ごみ再資源化・減量化事業	市	地域 全域
防災・防犯		非常備消防事業 ・消防機械器具類の更新等	市	地域 全域
		内水ハザードマップの作成	市	地域 全域
		水防対策事業 ・水防訓練の実施等 ・ため池等の維持管理	市	地域 全域

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	防災・防犯	防犯灯・防犯カメラ設置事業	市	地域全域
(8) その他				
	マンホールトイレ設置事業	市	地域全域	
	公園管理事業 ・公園施設整備及び維持修繕	市	地域全域	
	並木街路維持管理事業 ・広場等の維持管理	市	地域全域	
	公園施設長寿命化対策事業 ・一般施設:860 施設、遊戯施設:45 施設	市	地域全域	
	急傾斜地危険個所対策事業 ・危険箇所の対策	市	地域全域	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「東松島市公共施設等総合管理計画」等を踏まえ、公共施設等の維持管理・修繕・更新・長寿命化等を中長期的視点で実施していきます。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①児童福祉、結婚・子育て支援

○旧鳴瀬町地域においては、昭和50年から令和2年までにおいて、0歳から14歳の人口が1,703人減少し、15歳から29歳の人口が1,797人減少しており、子育て環境の充実及び若い世代が結婚・出産等をしやすい環境の整備が必要です。

②高齢者福祉

○旧鳴瀬町地域においては、65歳以上の比率が過去5年で2.5ポイント以上増加しており、高齢者やその家族が抱える課題が複雑化していることから、地域包括ケアシステムを中心に、支援の充実を図っていく必要があります。

③障がい者福祉

○旧鳴瀬町地域においては、障がい者の状況も踏まえ、障がい者（児）及びその家族が住み慣れた地域で安心して働き暮らしていけるよう、関係する取組を強化する必要があります。

④健康づくり

○令和6年の東松島市の健康寿命は、男性が78.93歳、女性が83.93歳であり、県の平均と比較しても低いことから、旧鳴瀬町地域においても、特定健診及び健康診査の受診率向上を図り、疾病の早期発見と重病化予防の取組が必要です。

(2) その対策

①児童福祉、結婚・子育て支援

○保育所・放課後児童クラブ等の各施設における職員体制の充実を図るため、国、宮城県、関係機関や団体等が実施する研修等への参加を促進します。

○保育士の待遇改善や、働きやすい環境整備に努めるとともに、奨学金返還支援等により保育士の人材確保を図ります。

○多様化する保育ニーズに対応するため、保育所・放課後児童クラブ・子育て支援センター等における保育環境の充実を図ります。

○東松島市母子保健計画に基づき、妊娠期から子育て期に渡る切れ目ない相談支援体制の整備を図るため、こども家庭センターの機能を強化して関係機関等と連携し、支援が必要な人に継続して支援を行います。

- 結婚新生活支援事業及び18歳までの子ども医療費助成事業等により、今後も結婚・子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。
- 宮城県や民間事業者等と連携し、結婚につながる出会いの機会創出を図ります。
- 奥松島エリアの豊かな観光資源等を生かし、結婚後の新生活や余暇の楽しみ方を婚活イベント形式でアピールするとともに、仙台圏や県外からも参加しやすいイベント展開とすることで、観光客としての再訪や若者の移住定住を促す取組を進めます。

②高齢者福祉

- 高齢者等が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、居宅介護への支援の充実、介護予防活動の活性化、認知症支援体制の充実、地域見守り等について、地域の西部地域包括支援センターを中心に、地域包括ケアシステムの推進と充実を図ります。

③障がい者福祉

- 障がい福祉サービス等の量的・質的充実や雇用の場の確保、障がい者への配慮事項の周知による社会的障壁の除去に努め、障がい者等が将来にわたって住み慣れた地域で安心して働き暮らしていく支援体制の充実を図ります。

④健康づくり

- 健康に関する正しい知識の普及を行い、健康知識を高め、望ましい生活習慣の定着を図ります。
- 特定健診及び健康診査の受診率向上を図り、疾病の早期発見と重症化を予防します。
- 家庭や保育所・学校等と連携し、子どもが望ましい生活習慣等を身につけることができるよう情報発信や取組の充実を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進		(1) 児童福祉施設		
	保育所	保育所管理運営事業	市	地域全域
(5) 障害者福祉施設				
	福祉ホーム	福祉ホーム等整備事業	市	地域全域
(8) 過疎地域持続的発展特別事業				
児童福祉		子育て支援センター事業	市	地域全域
		子ども医療費助成事業 ・子育てに係る経済的負担の軽減等	市	地域全域
		放課後児童保育事業	市	地域全域
		職員養成事業 ・奨学金返還支援等	市	地域全域
		ブックスタート事業 ・子育て環境の充実	市	地域全域
高齢者・ 障害者福祉		高齢者保護措置事業 ・居宅介護への支援	市	地域全域
		居宅介護支援事業 ・居宅介護への支援	市	地域全域
		在宅医療・介護連携事業	市	地域全域
		介護予防・生活支援サービス事業 ・介護予防活動の活性化	市	地域全域
		一般介護予防事業 ・介護予防活動の活性化	市	地域全域
		認知症施策推進事業 ・認知症支援体制の充実	市	地域全域

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	高齢者・障害者福祉	地域包括支援センター運営事業 ・地域包括ケアシステムの推進と充実 生活支援体制整備事業 ・地域包括ケアシステムの推進と充実 地域ケア会議推進事業 ・地域包括ケアシステムの推進と充実 敬老祝金支給事業 地域生活支援事業 ・障害者支援体制の充実等 障害者就労支援事業	市	地域全域
	健康づくり	健康づくり推進事業 ・健康に関する正しい知識の普及等 食育活動推進事業 ・食育に関する情報発信等	市	地域全域
	その他	地域社会福祉推進事業 ・地域で支え合う福祉支援体制の整備 結婚促進事業 ・結婚を希望する未婚者への支援 (婚活イベントの実施) 等 結婚新生活支援事業 ・結婚に係る経済的負担の軽減等 妊娠・出産・育児支援事業	市	地域全域

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「東松島市公共施設等総合管理計画」等を踏まえ、公共施設等の維持管理・修繕・更新・長寿命化等を中長期的視点で実施していきます。

7 医療の確保

(1) 現況と問題点

○旧鳴瀬町地域では、令和7年4月現在4診療所及び3歯科診療所で診療を行っており、休日の医療体制も含め、一層の充実を図る必要があります。

(2) その対策

○市内各病院・診療所及び石巻医療圏内の医療機関と連携を図り、感染症等への対応も含め、安全安心な医療体制の整備に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域医療体制安定確保事業	市	地域全域

8 教育の振興

(1) 現況と問題点

①学校教育

- 旧鳴瀬町地域には小学校が2校、中学校が1校あり、これらの学校施設について、安全・安心に利用できるよう適切な維持・管理を行うとともに、学習環境を充実し、児童生徒及び家庭への支援や教師の資質向上等を図る必要があります。
- 東日本大震災以後、旧鳴瀬町地域の学校施設は、復旧と併せて統合再編を行っており、通学距離が遠くなつた児童生徒もいることから、安全安心な通学手段の確保が必要とされています。
- 旧鳴瀬町地域の学校についても、ＩＣＴ環境の推進による整備（ネットワーク環境、情報機器等）が行われ、有効な活用を図るため適切な維持管理や機器等の更新がさらに必要です。

②集会施設

- 旧鳴瀬町地域には、市民センター（2施設）と地区センター等として活用している集会施設（25施設／うち市有施設17施設、自治公民館8施設）があり、設置から年数を経た施設については、長寿命化のための計画的な改修と将来的な利用状況を見据えた統廃合の検討が必要です。

③生涯学習・スポーツ

- 旧鳴瀬町地域においては、人口減少・高齢化の状況を踏まえ、生涯学習の推進のため、地域と学校が一体となって人づくり・まちづくりの推進に取り組む必要があります。
- 旧鳴瀬町地域には、震災で被災し令和2年に移転復旧整備が完了した奥松島運動公園をはじめとするスポーツ施設があることから、施設の適切な維持・修繕及び機能の充実が必要です。

(2) その対策

①学校教育

- 校舎等の学校施設については、計画的に改修等を進め、児童・生徒の学校生活における安全性と利便性を確保します。
- 良好な学習環境の提供や健やかな成長に寄与する環境維持に加え、配慮が必要な児童生徒や問題を抱える児童生徒及び家庭に対する支援に努めます。
- 学習指導要領に応じた学習指導の充実を図るとともに、学習環境の整備や教師の資質向上に努めます。

○学校統合において通学距離が増加する児童・生徒の通学手段の確保に努めます。

○教材・教具や学習ツールとしてＩＣＴを日常的に活用した授業改善につなげます。

②集会施設

○地域自治組織及び地区自治会の活動拠点として、市民センター及び地区センターが効果的に活用され、各地区の担い手育成も含めてコミュニティ活動が活性化するよう、地域まちづくり交付金等により支援します。

○利用者が安全で快適に施設を利用できるよう、地区自治会等と連携した日常点検や必要な補修の実施により、施設の長寿命化に努めます。

○施設の大規模改修やバリアフリー化等の施設改修を年次計画で実施するとともに、統廃合を検討することで、住民交流の拡大と地域のにぎわい創出を目指します。

③生涯学習・スポーツ

○「地域学校協働活動事業」により、長期的に地域と学校が一体となった事業の取組に対して支援を行い、人づくり・まちづくりの推進を図ります。

○旧鳴瀬町地域にある奥松島運動公園等のスポーツ施設の整備充実、スポーツ関連事業の充実、利用者ニーズに対応した取組等を進めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興				
	(1) 学校教育関連施設			
	校舎 屋内運動場 屋外運動場 水泳プール スクールバス 給食施設 その他	小・中学校施設整備・維持管理事業 ・学校施設の定期的な維持修繕、保守管理 小・中学校施設整備事業 ・安全性を備えた安心感のある施設環境を確保	市	地域全域
	(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館	市民センター管理運営事業 ・地域におけるまちづくり及び生涯学習・社会教育拠点施設としての各種事業の実施及び施設の維持管理	市	地域全域
	集会施設	地区センター管理運営事業 ・地区活動拠点施設としての維持管理、長寿命化対策実施等	市	地域全域
	体育施設	社会体育施設維持管理運営事業 ・奥松島運動公園を中心としたスポーツ施設の整備	市	地域全域
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	学力向上推進事業 ・教員の指導力向上やICT機器の活用による授業の取組	市	地域全域
		スクールバス運行事業 ・遠距離通学児童生徒の安全な通学手段確保のためスクールバスを運行	市	地域全域
		スクールソーシャルワーカー活用事業 ・配慮が必要な世帯等への対応と関係機関との連携のためスクールソーシャルワーカーを配置	市	地域全域

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	<p>コミュニティ・スクール推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校・地域・家庭が一体となった教育活動の取組 	市	地域全域
		<p>特別支援教育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害や特性に応じた配慮が必要な児童生徒の支援 	市	地域全域
		<p>いじめ・不登校対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめや不登校に対応するため、スクールカウンセラー等を配置 	市	地域全域
		<p>教育支援センター運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校の児童生徒に対する学校復帰、社会とのつながり構築に向けた対応 	市	地域全域
	生涯学習・スポーツ	<p>協働教育推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域と学校が一体となった事業の取組に対する支援 	市	地域全域
		<p>スポーツ振興事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ関連事業の充実、利用者ニーズに対応した様々な取組 	市	地域全域

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「東松島市公共施設等総合管理計画」等を踏まえ、公共施設等の維持管理・修繕・更新・長寿命化等を中長期的視点で実施していきます。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

- 旧鳴瀬町地域においても、少子高齢化により地域の担い手が減少しており、地域自治組織による取組や地域内の多様な主体との連携により、地域活性化を図る必要があります。

(2) その対策

- 持続可能な地域自治組織及び地区自治会運営となるよう、市民センター等と連携し、地域課題解決のための情報発信や担い手育成支援の取組を強化します。
- 地域まちづくり交付金により、地域自治組織・地区自治会・市民公益活動団体が行うまちづくり活動を支援します。
- 地域自治組織単位に集落支援員を配置するなどして、地域課題の解決と地域活性化に向けた取組を支援します。
- 地域内の農水産業者や事業者、学校等、多様な主体との連携を促進し、市民協働のまちづくりへの参画者を増やす取組を推進します。
- 市の土地や施設を活用し、移住・定住促進のための住機能提供を行います。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備			
		小野地区旧学校施設利活用推進事業 ・旧鳴瀬桜華小学校を改築し移住定住促進施設等として整備（再掲）	市	小野地区
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	協働のまちづくり推進事業 ・地域課題解決のための情報発信や担い手育成支援、地域まちづくり交付金の支給、集落支援員の配置等	市	地域全域
		小野地域ふれあい交流館管理運営事業 ・多様な主体との連携による交流促進	市	小野地区

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「東松島市公共施設等総合管理計画」等を踏まえ、公共施設等の維持管理・修繕・更新・長寿命化等を中長期的視点で実施していきます。

10 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

○旧鳴瀬町地域には、本市の歴史・文化の拠点となる奥松島縄文村歴史資料館が位置するとともに、日本有数の規模を誇る里浜貝塚や明治時代の土木遺産である野蒜築港跡をはじめ、特別名勝や史跡、天然記念物、有形文化財や無形民俗文化財など25件の貴重な文化遺産があり、その伝承と保存・振興が必要です。

(2) その対策

○奥松島縄文村歴史資料館や里浜貝塚史跡公園の管理運営に努め、文化財の適切な管理、活用を図るため、既存施設の効果的な活用や収蔵施設の計画的な整備に努めます。
○「医王寺薬師堂」をはじめとする有形文化財の保存・活用や「月浜のえんずのわり」など無形民俗文化財等の保護・振興に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	その他	文化財収蔵展示施設等整備事業 ・既存施設の活用や収蔵展示施設の整備等	市	地域全域
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	文化財関連施設管理運営事業 ・文化財関連施設の適正な管理運営及び整備	市	宮戸地区
		伝統文化保存・活用等事業 ・有形文化財の保存・活用、無形文化財の保護・振興	市	地域全域

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「東松島市公共施設等総合管理計画」等を踏まえ、公共施設等の維持管理・修繕・更新・長寿命化等を中長期的視点で実施していきます。

1.1 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

○旧鳴瀬町地域においては、被災跡地へのメガソーラー設置や公共施設へのソーラーパネル設置など、再生可能エネルギーの利用がなされています。今後も国の脱炭素化の取組を踏まえ、再生可能エネルギーに関する取組を推進する必要があります。

(2) その対策

○令和4年4月に東日本大震災の被災沿岸自治体3県の中で唯一環境省の「第1回脱炭素先行地域」に全国26自治体の一つとして選定されており、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーや省エネルギー設備の設置・導入を進めます。また、国及び宮城県の取組等を活用し、脱炭素社会の実現に向けた普及・啓発を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1.1 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー利用の促進	市 事業者	地域 全域
		集会所等の公共施設における省エネルギー化等の脱炭素化の取組推進	市	地域 全域
		保健福祉巡回訪問車等への電気自動車等の導入	市	地域 全域

1.2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

①地方創生・SDGsの推進

- 平成30年6月に全国29自治体の一つとして、被災三県(岩手・宮城・福島)で唯一SDGs未来都市として内閣府から選定されており、旧鳴瀬町地域においても、その理念を踏まえた取組を進める必要があります。

②地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化に伴う気象変動の影響によりゲリラ豪雨の発生や、海水温の上昇等による海の生体系の変化が確認されており、本市の沿岸部においても藻場の枯渇やカキ養殖の白ボヤ被害のほか、生息魚種の変化等が顕在化している状況となっていることから、地球温暖化対策へ取組を進める必要があります。

(2) その対策

①地方創生・SDGsの推進

- 市民のSDGsに係る意識醸成を図るため、様々な主体と連携して普及啓発活動を実施します。
- 多様な主体によるSDGsに関係する取組を発信します。

②地球温暖化対策の推進

- 自然生態系による二酸化炭素の吸収や貯留を活用した地球温暖化対策として、植樹による「里山づくり」や藻場の再生による「里海づくり」等の自然環境の健全な保全と再生の取組を進めます。
- 脱炭素社会の実現に向け、市民の環境への意識向上と行動変容の促進を図るため、様々な主体と連携した環境教育や環境活動に関係する取組を実施します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1.2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	SDGs未来都市推進事業	SDGs未来都市推進事業	市	地域全域

(別表) 過疎地域持続的発展特別事業一覧

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	移住・定住	定住化促進事業 ・移住定住に資する各種施策を実施する。	市	移住・定住者の増に寄与する。
		地域おこし協力隊事業 ・地域おこし協力隊の活動及び定住等を支援する。	市	移住・定住者の増に寄与する。
		空き家等利活用推進事業 ・空き家利活用情報の発信、空き家等相談会等を実施する。	市	空き家を利活用することにより移住・定住者の住居確保の負担軽減を図る。
	人材育成	人材育成事業 ・地域の担い手となる人材を育成する。	市	地域の持続的運営に寄与する。
2 産業の振興	第1次産業	機構集積協力金交付事業 ・農地中間管理事業を活用し、規模拡大を希望する農業者への貸し付けに協力した農業者に対し、補助金を交付する。	市	経営規模の拡大を希望する農業者への農地の集積を促進する。
		食糧需給総合対策事業 ・農業者及び農業生産組合が水稻の需給調整を行うために必要な機械、施設等の整備及び水稻の生産コスト削減のため直播栽培実施者へ費用の一部を補助する。	市	経営所得安定対策推進事業への補助金や水稻直播事業へ補助金交付等により効率的な米作と生産コストの削減に寄与する。
		園芸振興対策支援事業 ・市内農作物生産者が加入する宮城県青果物価格安定制度の基金造成において、市が負担割合に応じ負担する。	市	園芸農家の経営安定化が図られ、地域農業の活性化と発展に寄与する。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	第1次 産業	農業関係施設管理事業 ・農村婦人の家及び農村創作活動センター等を適正に管理する。新規就農者技術習得管理施設を適正に管理する。	市	適切に修繕等を行うことで施設機能が改善され、利用者の利便性の向上につながる。
		農業農村基幹施設維持管理事業 ・農業施設である排水機場等の適切な管理を行うため、土地改良区が行う維持管理経費の一部を負担する。	市	農地の湛水を防止することで、農業生産性が向上し、また、農村集落の湛水被害が防止される。
		畜産振興対策事業 ・優良家畜導入推進のため資金の無利子貸付等を行う。	市	優良家畜導入の推進に寄与する。
		農業後継者支援事業 ・営農に強い意欲がある新規就農者に対し、経営・技術及び経済的支援を行う。	市	新たな地域農業の若い担い手の確保、地域農業の発展と産業振興が図られる。
		認定農業者育成事業 ・農業に魅力とやりがいを持ち、意欲と能力のある農業者を認定農業者として認定し、農業のスペシャリストとして育成することにより、地域農業の振興を図る。	市	認定農業者連絡協議会の活動を支援し認定農業者同士の連絡提携、先進的農業の確立を目指した研鑽に寄与する。
		農地利用効率化等支援交付金事業 ・将来の目指すべき地域農業の担い手に対し、農業用機械の整備等を支援するための交付金を交付する。	市	新規就農者、認定農業者、集落営農組織等の意欲のある多様な経営体の経営規模の拡大や経営の多角化を推進する。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	第1次 産業	<p>多面的機能支払交付金事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地等を含めた地域での農村環境保全に関する取組や環境負荷を低減する農業生産の取組を支援するため交付金を交付する。 	市	農業・農村が保有する多面的機能の維持・向上が図られる。
		<p>農業関係各種団体支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の農業者が品質と生産性の高い農作物を生産するための優良種子及び優良種苗を確保する。また、市民の農業体験等を促進し、農業への理解を深める。 	市	優良種子及び優良種苗の確保と地域で生産される農産物の加工技術の習得、研究、情報交換を行い農業の発展と福利増進が図られる。
		<p>農業振興地域整備計画管理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域の適切な保全管理 	市	農地の保全と確保、合理的な利用の推進が図られる。
		<p>農業振興対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業のPR機会の創出 ・市場への流通の拡大 	市	生産者の意欲向上や、所得向上が図られる。
		<p>鳥獣被害対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣による農作物の被害を防ぐため有害鳥獣の捕獲、駆除を行う。 	市	有害鳥獣による農作物の被害の減少に寄与する。
		<p>農作物病害虫防除事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東松島市農作物病害虫防除協議会へ補助金を交付するなど、活動を支援する。 	市	協議会活動を支援することで、農作物の病害虫による被害を防ぐことができ、合わせて稲作農家の防除作業に係る労力の削減に寄与する。
		<p>市有林管理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市有林の下草刈りを行う。火災保険に加入する。 	市	市有林の管理を行うことにより、森林の育成と環境保全、リスク対応に寄与する。
		<p>林業振興事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県、県内自治体等で構成される各種林業振興団体に加盟し、活動費の一部を支援することで地域林業の振興を図る。 平成31年度施行の森林経営管理办法に基づき、今後の私有林管理の指標とするデータ収集等を行う。 	市	林業の振興、森林の適切な管理が図られる。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	第1次 産業	松くい虫防除事業 ・松くい虫被害拡大防止のため、薬剤散布及び樹幹注入を行う。	市	松林の適切な管理により景観の維持に寄与する。
		緑化推進事業 ・宮城県緑化推進委員会への負担金拠出と市内小学校による緑化活動を推進する。	市	市民の環境美化への関心と地域の環境美化意識の醸成により、緑のある環境づくりに寄与する。
		漁業振興対策事業 ・優れた水産品への報奨や漁業者への支援等 ・水産資源の生息環境の保全 ・シジミ、ナマコ等の水産資源活用 ・河川・河口部等の堆砂対策の実施	市	各事業を行うことにより、漁業者の意欲の向上と円滑な事業遂行及び災害による被災に係る負担の軽減に寄与する。
		漁業人材育成事業 ・地域の新たな担い手となる新規就漁者の確保・育成	市	漁業の担い手の確保、地域漁業の発展と産業振興が図られる。
		漁港管理事業 ・漁港区域内にある水産物供給基盤施設及び関連施設の維持管理	市	良好な漁業就労環境の安定に資する。
	商工業・ 6次産業化	6次産業化推進事業 ・地域の農林水産物を活用した6次産業化に取り組む事業者への補助。	市	6次産業化の取組を通じて、地域産業の活性化、雇用の拡大及び市内農林漁業者の所得向上に繋がる。
		商工業育成事業 ・中小企業の経営基盤強化と健全な発展のための商工会及び市内事業者等に対しての助成等。 ・他の産業も含めた外国人の産業人材育成支援	市	・商工業の経営安定により商工業の発展及び雇用創出に繋がる。 ・外国人の雇用創出に繋がる。
		市内企業情報発信充実事業 ・市内企業の雇用確保支援及び若い世代の地元就職促進のため、市ホームページ等で情報発信の充実を図る。	市	市内企業の情報発信を積極的に行うことで雇用確保に繋がる。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	商工業・ 6 次産業化	商工業担い手育成支援事業 ・新たに起業、創業、事業承継等を行う個人又は法人等に対して、段階に応じた必要な支援を行う。	市	商工業の新たな担い手を育成することにより、商工業の発展及び雇用創出に繋がる。
	観光	観光案内施設管理運営事業 ・施設の適正な管理と観光案内や地場産品の紹介と販売。	市	観光入込客数の増加に寄与する。
		宮城オルレ事業 ・宮城オルレ奥松島コースの維持管理やオルレイベント等の開催等。	市	観光入込客数の増加に寄与する。
		広域観光連携事業 ・観光地域づくり法人（D M O）や近隣自治体等の連携、ツール・ド・東北への支援、各種観光物産関係団体・協議会への加入等。	市	観光入込客数の増加に寄与する。
		観光物産振興事業 ・本市観光振興の一翼を担う中核組織への事業支援、イベント支援助成金の交付、海水浴場運営支援、インバウンド受入体制の整備等。	市	観光入込客数の増加に寄与する。
		東日本大震災復興祈念公園運営事業 ・震災復興伝承館及び震災復興祈念公園の来訪者に対し、震災の被害や復旧、復興の状況を伝える。また、施設を適切に維持管理する。	市	市民のみならず、県内外の直接、震災の大きな被害が無かった地域の方に、防災・減災の意識を根付かせることができ。また、県外からの来訪者増加に寄与する。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	観光	観光施設維持管理事業 ・ 奥松島ウォーキングトレイル、みちのく潮風トレイル、東北自然歩道等の遊歩道及び奥松島の公衆用トイレの維持管理等。	市	観光入込客数の増加に寄与する。
	企業誘致	企業誘致推進事業 ・ 働く場の創出のため、市長のトップセールスや県と連携を図りながら進出企業の発掘に努め、企業誘致を推進する。	市	雇用創出及び地方創生の推進に大きく貢献する。
3 地域における情報化	情報化	ICT（情報通信技術）基盤整備事業 ・ 防災・気象情報に対してのICT活用の拡大等を行う。	市	地域の防災対策に寄与する。
		情報ネットワーク構築事業 ・ 様々な情報媒体を活用することで、必要な情報を入手できる環境を構築する。	市	情報格差の解消に寄与する。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通	多目的交通システム（デマンドバス）調整事業 ・ 予約型乗合タクシーの運行等。	市	市民の自立した社会性格の確保及び地域の活性化が図られる。
5 生活環境の整備	生活	雨水管理総合計画策定事業 ・ 雨水管理総合計画の策定	市	適切な雨水排水対策の実施につながる。
	防犯・防災	非常備消防事業 ・ 消防団組織の整備、消防団員の確保及び消防力を強化する。	市	安全安心なまちづくりに貢献する。
		内水ハザードマップの作成	市	適切な水害対策の実施につながる。
		水防対策事業 ・ 東松島市水防訓練の実施。	市	水防団技術向上により水害への備えができる。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	防犯・防災	防犯灯・防犯カメラ設置事業 ・防犯灯・防犯カメラの設置。	市	地域の安全性向上につながる。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉	子育て支援センター事業 ・育児に関する相談や情報提供等。 子ども医療費助成事業 ・0歳から18歳までの市民への医療費助成。	市	育児不安の解消等により、安心して子どもを産み育てられる環境の構築が図られる。 子育て世帯の経済的負担の軽減と児童の適正な医療機会の確保が図られる。
		放課後児童保育事業 ・保護者の就労等により放課後に保育が必要な小学校児童の保育を行う。	市	保護者の子育て支援と児童の健全育成が図られる。
		職員養成事業 ・市が指定する資格を取得し市内・外に就労して該当する場合に、その者が借り入れた奨学金の一部を助成する。	市	福祉に関わる人材の確保が図られる。
		ブックスタート事業 ・絵本を配布し、親子の心のふれあいを促進する。	市	絵本を通じて、親子の心のふれあいが図られる。
	高齢者・障害者福祉	高齢者保護措置事業 ・経済的及び虐待等の環境上の理由により居宅で擁護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホーム等に措置入所させる。	市	心身の健康の保持及び生活の安定を図る。
		居宅介護支援事業 ・ボランティア人材育成（認知症サポート養成）や家族介護支援等を行う。	市	高齢者が地域の中で安心して暮らし続けるための環境が整う。
		在宅医療・介護連携事業 ・医療・介護職人材の確保、医療・介護関係者の連携、多職種連携による在宅医療・介護を一貫的に提供できる体制構築。	市	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が地域の中で安心して暮らし続けるための環境が整う。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	高齢者・障害者福祉	介護予防・生活支援サービス事業 ・要支援認定者や基本チェックリスト該当者に対し、短期集中的にリハビリ指導を行う。	市	重度化予防による要介護状態等の軽減、悪化の防止。
		一般介護予防事業 ・住民主体による通いの場を充実させるための団体活動支援等に取組む。	市	介護サービス利用者を一般介護予防事業への移行、高齢者生活を支える地域づくりの推進。
		認知症施策推進事業 ・認知症初期集中支援チームによる早期発見・早期対応、認知症カフェ等に取り組む。	市	認知症になっても本人の意思を尊重し、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるための支援体制が整う。
		地域包括支援センター運営事業 ・高齢者の生活上の課題を包括的に、きめ細やかに支援する。	市	高齢者が地域の中で安心して暮らし続けるための環境整備。
		生活支援体制整備事業 ・地域資源や地域ニーズの把握、生活支援サービスの開発等に取組む。	市	高齢者の生活支援体制の充実・強化、高齢になっても社会参加できる地域となる。
		地域ケア会議推進事業 ・地域ケア会議の開催支援、地域課題解決に向けた取組等。	市	高齢者が地域の中で安心して暮らし続けるための環境が整う。
		地域生活支援事業 ・障害者支援体制の充実等。	市	障害者が地域の中で安心して暮らし続けるための環境が整う。
		障害者就労支援事業 ・障害者の就労を支援する。	市	障害者が地域の中で安心して暮らし続けるための環境が整う。
		敬老祝金支給事業 ・敬老の意を表し、敬老祝金を贈呈する。	市	地域全体の敬老意識の高揚を図り、高齢者福祉に寄与する。
		健康づくり推進事業 ・健康づくりに関する知識の普及や健康行動への動機づけとなる活動を進める。	市	健康の保持増進や生活習慣病の発症・重症化が予防できる。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	健康づくり	食育活動推進事業 ・市民がいつでもどこでも気軽に楽しく健康な食に触れることができる食環境整備を行い、市民の食を通じた健康の維持増進を図る。	市	東松島市の食の魅力の発信と市民の食習慣の改善。
	その他	地域社会福祉推進事業 ・地域で支え合う福祉支援体制の整備。	市	地域住民の福祉向上。
		結婚促進事業 ・官民連携により、結婚を希望する未婚の男女の出会いの場を創出し、結婚につながるよう支援するとともに、移住定住の促進や観光交流人口の拡大に資する情報を発信する。	市	魅力ある豊かな観光資源等を活用した未婚の男女の出会いの場を創出し、結婚への機運醸成や将来の移住定住の促進につなげることで、地域活性化が図られる。
		結婚新生活支援事業 ・市内で新生活を行う新婚世帯に対し、新規住宅賃貸費用、引越し費用等の助成を行う。	市	新婚世帯の経済的負担の軽減と少子化対策が図られる。
		妊娠・出産・育児支援事業 ・妊婦一般健康診査や妊婦歯科健康診査を公費負担で実施する。 また、各年代における子どもの心身の発育・発達支援を行う。	市	母体及び胎児の健康保持、疾病の早期発見・早期治療に繋がる。 状況に応じた各種母子保健サービス等の提供により保護者の育児不安の軽減と子どもの発達促進を図られる。
7 医療の確保	その他	地域医療体制安定確保事業 ・医療機関等と協定を締結し運営費を助成する。	市	運営費を助成することにより地域医療体制と休日や夜間における救急医療体制の確保を図る。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	義務教育	<p>学力向上推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準学力検査(小学校:国語・算数／中学校:国語・数学・英語)の実施と結果の分析。 ・学力向上推進委員会の開催。 ・教師塾等の教員研修会の実施。 ・小中学校への教科教育指導員等(会計年度任用職員等)の配置。 ・大学や民間企業、団体等による出前授業の実施等。 	市	児童生徒の学力の定着状況を分析・確認し、理解力を高めるための指導のあり方を検証するとともに、教職員の指導力を高めることにより、授業へ反映し、児童生徒へ寄与することが可能。
		<p>スクールバス運行事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳴瀬地区(鳴瀬桜華小・宮野森小・鳴瀬未来中)の計3校でスクールバスを運行。 	市	遠距離通学となる児童生徒の安全な通学手段を確保及び保護者の通学面での不安解消。利便性の向上による移住定住の促進。
		<p>スクールソーシャルワーカー活用事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県からの受託事業でスクールソーシャルワーカー3人を各中学校区ごとに1人配置。問題を抱える児童生徒が置かれた環境(家庭・学校等)に対し、面接等の働き掛けを行うとともに児童相談所・保健師との関わりなど関係機関への連携・調整を行う。 	市	各家庭の複雑化した背景や諸課題について、関係する機関と連携することで解決に繋げる。
		<p>コミュニティ・スクール推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、地域、家庭が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりに取り組む。(学校運営協議会・学校運営協議会連絡会の設置) 	市	地域貢献と学校支援により地域全体が活性化するとともに、郷土に愛着が湧き、将来の生活を地元で過ごすことで人口減少を抑制することができる。
		<p>特別支援教育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害や特性に応じた指導・支援や日常的に配慮を必要とする児童生徒の就学や教育相談の実施。ことばの教室への通級指導等。 	市	支援を要する児童生徒に対し、きめ細やかな対応が行えるよう支援し、就学支援等を図る。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	義務教育	いじめ・不登校対策事業 ・学校教育指導員の配置やスクールカウンセラーの派遣(県事業)。いじめ問題対策調査委員会の運営等。	市	早期発見・早期対応により、行きたくなる学校づくりにつなげる。
		教育支援センター運営事業 ・「東松島市教育支援センター(通称:ひがまつB A S E)」の運営等。		不登校児童生徒への対応と防止に繋げる。学校への復帰・社会とのつながりサポートに繋がる。
	生涯学習 ・スポーツ	協働教育推進事業 ・家庭、学校、地域、行政が連携し、地域資源を活かした事業により、地域の子ども達を地域全体で育む仕組みを推進する。	市	郷土愛にあふれる子ども達の育成と将来のまちづくりの担い手の育成が図られる。
		スポーツ振興事務 ・スポーツ健康都市を宣言し、スポーツ健康意識の向上を図ることで市民の心と体の健康づくりを推進する。		市民が生涯にわたりスポーツを楽しむことで、交流の輪が広がり健康意識の向上が図られる。
9 集落の整備	集落整備	協働のまちづくり推進事業 ・地域コミュニティ活動の中核を担う地区自治会や地域自治組織、市民公益活動団体の活動を運営面・資金面等で支援する。	市	地域コミュニティ活動が活性化し、将来にわたって安心・安全・快適に住み続けられる地域社会が構築される。
		小野地域ふれあい交流館管理運営事業 ・地場産品等の販売や生産者及び地域住民等との交流事業実施により小野地域の活性化を図る。		地域における「人・モノ・サービス」の循環を促し、地域内外の交流による地域活性化に寄与する。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	地域文化振興	文化財関連施設管理運営事業 ・調査研究の成果を広く公開するとともに、企画展や縄文体験学習・イベントの開催等、積極的な活用を図る。また、史跡及び歴史資料館を教育・文化施設としてのみならず、地域と連携しながら観光資源としても活用を図る。	市	教育文化施設としての質的な強化を図るとともに、観光資源としての活用を進めることで、市のPRとイメージアップに繋がる。
		伝統文化保存・活用等事業 ・有形文化財の保存・活用、無形文化財の保護・振興を行う。		貴重な文化財・歴史遺産の保存継承に寄与する。
11 再生可能エネルギーの利用の推進	再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー利用の促進 ・再生可能エネルギー利用を促進する。	市事業者	二酸化炭素排出量の削減が図られる。
		集会所等の公共施設における省エネルギー化等の脱炭素化の取組推進	市	二酸化炭素排出量の削減が図られる。
		保健福祉巡回訪問車等への電気自動車等の導入	市	二酸化炭素排出量の削減が図られる。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	S D G s 未来都市推進事業	S D G s 未来都市推進事業	市	S D G s の取組と併せ自然環境の保全活動の情報発信を広く行うことで、市民の意識醸成を図り、地球温暖化対策等への取組に繋げる。

※なお、上記一覧表に記載する事業は、「令和6年度地方債同意等基準」を踏まえ、地域の持続的発展に資するものであり、その効果が一過性ではなく将来に及ぶ事業を選定している。

